

証券コード 5122  
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都文京区本郷3丁目27番12号

**オカモト株式会社**

代表取締役社長 岡 本 良 幸

## 第122回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷3丁目27番12号  
当社本社ビル1階

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第122期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 株式併合の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件  
**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okamoto-inc.jp>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 第122期事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調が続いており、家計の節約志向は続いているものの、個人消費は緩やかに持ち直してきております。また、世界経済は緩やかな成長が継続する一方、一部新興国等の経済減速や地政学的リスクの高まり、通商問題の動向、金融資本市場の変動等、海外情勢の動向は依然として不透明な状況となっております。

このような経営環境のなか、当社グループは、コスト削減と販売力の拡充に努め、引き続き経営の効率化及び合理化を図ってまいりました。

結果、当連結会計年度における売上高は900億89百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益は101億55百万円（前年同期比2.6%減）、経常利益は109億26百万円（前年同期比1.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億20百万円（前年同期比14.2%減）となりました。

各部門別の概況は次のとおりです。

##### <産業用製品>

一般用フィルムは引き続き堅調に推移し、工業用フィルムは海外向けアイテムが好調で、売上増となりました。

建材用フィルムは、車輛加飾用が在庫調整の影響で、売上減となりました。

多層フィルムは、電池用及び食品用の需要が堅調に推移し、売上微増となりました。

農業用フィルムは、ポリオレフィンフィルムと露地向けポリ塩化ビニルフィルムの販売に傾注し、売上増となりました。

壁紙は、引き続き集合住宅向けが堅調で売上微増となりました。

自動車内装材は、中国及びアジア向けが堅調でしたが、北米向けがピークを過ぎ、売上横這いとなりました。

フレキシブルコンテナは、ワンウェイ用の需要が減少し、売上減となりました。

粘着テープは、ホームセンターなどの小売店向けの販売が低調でした。

工業用テープは、電材用が低調でしたが、車輛用の販売が堅調で、売上横這いとなりました。

食品衛生用品は、食料品スーパーでの新規採用増により、売上微増となりました。

食品用脱水・吸水シートであるピチット製品は、全国的な不漁の影響がありましたが、食料品スーパー等での新規採用により、売上微増となりました。

なお、理研コランダム(株)を連結範囲に含めたことに伴い研磨布紙他が新たに加わっております。

以上により、当セグメントの売上高は574億円（前年同期比5.2%増）となりました。

## <生活用品>

コンドームは、国内市場でのインバウンド需要の勢いは緩やかになりましたが、薄物製品が依然として堅調で、売上微増となりました。また、海外向けは引き続き好調で、売上大幅増となりました。

浣腸は、市場が縮小傾向にあるなか、輸出等の新たな販売チャネルを開拓し、売上微増となりました。

除湿剤は、全国的に降水量が少なく売上減となりました。

カイロは、販売店で取り扱いアイテムの減少により売上微減となりました。

手袋は、家庭用手袋及び工業用が好調でしたがその他用途の販売が減少し売上減となりました。

メディカル製品のうち滅菌器は、歯科関連が好調でした。

ブーツ及び雨衣は、1月の関東地方の大雪の影響で防寒品が好調でしたが、年間を通じて降雨日が少なく、売上減となりました。

シューズは、夏場の天候不順、早期の寒波・降雪が影響し売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は323億28百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

## <その他>

その他事業は、物流受託、太陽光発電及び不動産賃貸業であります。

当セグメントの売上高は36億77百万円（前年同期比5.3%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済は企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復を見せているものの、地政学的リスクの高まり、通商問題の動向、金融資本市場の変動等により、海外情勢は依然として不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況のなか当社グループは、「身近な暮らしを科学する」を掲げて、顧客ニーズを満たす品ぞろえの強化と販売の拡大に取り組んでまいります。

生産面では、壁紙の専用工場である「つくば工場」が本格稼働することにより国内4工場体制となります。4工場体制の完成を機に、より一層、顧客ニーズに合致する製品開発と内外の幅広い顧客への営業活動を進めてまいります。

また、企業の社会的責任を真摯に受け止め、コンプライアンスやリスク管理体制の充実を図るとともに、環境負荷軽減につながる活動を持続的にを行い、社会に貢献できる企業を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等及び資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中において実施（無形固定資産を含む支払ベース）致しました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

当社 静岡工場設備	1,849 百万円
当社 茨城工場設備	766 百万円
当社 福島工場設備	244 百万円
当社つくば工場設備	1,473 百万円
当社本社及び賃貸物件	40 百万円
グループ各社	1,565 百万円
合計	5,940 百万円

- ② 資金調達の状況

設備の新設及び拡充資金は、主に自己資金で賄いました。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

項 目	単位	第119期 (平成27年3月期)	第120期 (平成28年3月期)	第121期 (平成29年3月期)	第122期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	百万円	80,872	88,383	86,604	90,089
経常利益	百万円	6,019	9,664	10,738	10,926
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,880	5,067	7,952	6,820
1株当たり 当期純利益	円	29.07	51.52	80.95	69.89
総資産	百万円	83,385	86,284	94,972	108,116
純資産	百万円	47,007	49,208	57,016	65,216

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式数を除いております。  
2. 第122期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イチジク製薬株式会社	35百万円	100%	医薬品の製造・販売
オカモト化成株式会社	33百万円	100%	産業用製品、衣料・スポーツ用品の販売
世界長ユニオン株式会社	98百万円	100%	シューズ、紳士靴の製造・販売
理研コランダム株式会社	500百万円	50.2%	研磨布紙、OA器材部材の製造・販売、不動産賃貸事業
Okamoto North America, Inc.	22.6百万米ドル	100%	持株会社
Okamoto U.S.A., Inc.	2百万米ドル	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Sandusky Manufacturing, LLC	20.5百万米ドル	100%	産業用製品の製造・販売
岡本(香港)有限公司	6百万香港ドル	100%	産業用製品、シューズ、衣料・スポーツ用品、医療・日用品の販売
岡本貿易(深圳)有限公司	4.8百万中国元	100%	産業用製品、医療・日用品の販売
Okamoto Rubber Products Co., Ltd.	80百万パーツ	100%	コンドームの製造・販売
Siam Okamoto Co., Ltd.	245百万パーツ	100%	医療・産業用ゴム手袋製造・販売、産業用製品の販売

(注) 上記議決権比率は、子会社の保有する議決権も含めております。

## (6) 主要な事業内容

(平成30年3月31日現在)

事業の区分	事業内容(主要製品)
産業用製品	プラスチックフィルム、農業用フィルム、ビニルレザー、壁紙、自動車内装材、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ、食品用ラップ、食品衛生関連商品、食品用脱水・吸水シート、研磨布紙、OA器材部材
生活用品	コンドーム、カイロ、炊事用手袋、作業用手袋、福祉用品、健康用品、競技用自転車チューブ、除湿剤、医薬品、殺虫剤、消臭剤、スポーツカジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ、レジャー用品、雨衣
その他	倉庫管理、運送、プラント、太陽光発電、不動産賃貸業

**(7) 主要な営業所及び工場等****(平成30年3月31日現在)**

当 社 本 社	東京都文京区
国内営業拠点	当社大阪支店(大阪府大阪市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、イチジク製菓株式会社(東京都墨田区)、オカモト化成株式会社(東京都台東区)、世界長ユニオン株式会社(東京都江戸川区)、理研コランダム株式会社(埼玉県鴻巣市)
海外営業拠点	Okamoto U.S.A.,Inc.(米国)、岡本(香港)有限公司(中国香港)、岡本貿易(深圳)有限公司(中国)
国内生産拠点	当社静岡工場(静岡県榛原郡)、当社茨城工場(茨城県龍ヶ崎市)、当社福島工場(福島県いわき市)、当社つくば工場(茨城県牛久市)
海外生産拠点	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC(米国)、Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.(タイ王国)、Siam Okamoto Co.,Ltd.(タイ王国)

**(8) 従業員の状況**

## ① 企業集団の従業員の状況

**(平成30年3月31日現在)**

従業員数	前期末比増減
2,659名	456名増

## ② 当社の使用人の状況

**(平成30年3月31日現在)**

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,069名	53名増	38.3歳	15.3年

(注) 上記のほか、526名の臨時従業員がおります。

**(9) 主要な借入先及び借入額****(平成30年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,800百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	900百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	300百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000 株  
 (2) 発行済株式総数(自己株式を除く) 96,538,972 株  
 (注) 上記より控除した自己株式数 5,457,867 株  
 (3) 株主数 6,330 名  
 (4) 上位10名の株主

(平成30年3月31日現在)

	株 主 名	持 株 数	持株比率
1	明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,426千株	7.69%
2	丸 紅 株 式 会 社	7,211千株	7.47%
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,163千株	7.42%
4	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,805千株	4.98%
5	有 限 会 社 八 幡 興 産	3,530千株	3.66%
6	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,164千株	3.28%
7	や よ い 会	3,024千株	3.13%
8	損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	2,444千株	2.53%
9	平 井 商 事 株 式 会 社	1,886千株	1.95%
10	み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,794千株	1.86%

- (注) 1. 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7,163千株  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,164千株  
 みずほ信託銀行株式会社 122千株  
 2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数に対する割合です。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長 (代表取締役)	岡 本 二 郎		
取締役社長 (代表取締役)	岡 本 良 幸		
専務取締役	田 村 俊 夫	海外部、車輛資材部、手袋・メディカル部管掌	Okamoto North America, Inc.取締役社長
専務取締役	矢 口 昭 史	汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、建装部、食品衛生用品部管掌	
常務取締役	池 田 佳 司	医療品部、生活用品部、医療生活用品マーケティング室、粘着製品部、開発関係、情報システム室、静岡工場、茨城工場、福島工場担当	
常務取締役	高 島 寛 彦	経理部、総務部担当	
常務取締役	岡 本 邦 彦	海外部、産業用品部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所担当	岡本貿易(深圳)有限公司取締役社長
取 締 役	土 屋 洋 一	静岡工場長	
取 締 役	田 中 健 嗣	茨城工場長	
取 締 役	河 村 智 生	産業用品部長	
取 締 役	野 寺 哲 生	車輛資材部長	
取 締 役	高 橋 慶 太	汎用プラスチック製品部長、機能プラスチック製品部長	
取 締 役	岡 本 優 江	食品衛生用品部長	弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	相 澤 光 衛		
取 締 役 (監査等委員)	深 澤 佳 己		弁護士
取 締 役 (監査等委員)	荒 井 瑞 夫		公認会計士

- (注) 1. 当期中の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の異動
- |    |        |                |    |
|----|--------|----------------|----|
| 就任 | 河村 智   | (平成29年6月29日就任) |    |
|    | 野寺 哲生  |                | 同上 |
|    | 高橋 慶太  |                | 同上 |
|    | 岡本 優   |                | 同上 |
| 退任 | 竹内 誠二  | (平成29年6月29日退任) |    |
|    | 加藤 哲司  |                | 同上 |
|    | 本川 勉   |                | 同上 |
|    | 有坂 衛   |                | 同上 |
|    | 金 氏 英樹 |                | 同上 |
2. 当期中の監査等委員である取締役の異動
- |    |        |                |
|----|--------|----------------|
| 就任 | 有坂 衛   | (平成29年6月29日就任) |
| 辞任 | 増田 富美雄 | (平成29年6月29日辞任) |
3. 取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は社外取締役であります。
4. 監査等委員深澤佳己氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、監査等委員荒井瑞夫氏は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社の経理・総務・人事を始めとする幅広い業務に携わり、その知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材であるため、有坂衛氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当社は取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役相澤光江氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は当社と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

## (3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要	
取締役 (監査等委員を除く)	19名	281百万円	年額	344百万円以内
(うち社外取締役)	(1)	(4)		
取締役 (監査等委員)	4名	25百万円	年額	46百万円以内
(うち社外取締役)	(2)	(8)		
合計	23名	306百万円		

- (注) 1. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額67百万円があります。
2. 期末現在の人員は取締役17名であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 相澤 光江

- 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼務状況  
TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。  
なお、当社と同事務所との間で顧問契約を締結しております。
- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
株式会社コジマの社外取締役、プルデンシャル・ホールディング・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はございません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会には、12回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

##### ② 監査等委員 深澤 佳己

- 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼務状況  
深澤法律事務所の弁護士であります。  
なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、また監査等委員会には、14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

##### ③ 監査等委員 荒井 瑞夫

- 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼務状況  
荒井公認会計士事務所の公認会計士であります。  
なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
東洋製罐グループホールディングス取締役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はございません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、また監査等委員会には、14回中13回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
②	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 子会社の一部は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である各種のアドバイザー業務を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の子会社である理研コランダム株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査等委員会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務実施状況を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する選解任等に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の役員・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系（企業使命・経営理念・行動基準）としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることとします。
  - ② 当社の役員は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
  - ③ 社長をコンプライアンス統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、弁護士・公認会計士等の外部有識者、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。
  - ④ 当社グループは、内部通報制度（オカモト・ホットライン）を開設し、法令遵守上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めています。通報内容への対応については通報内容を検討し、経営管理室が内部調査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
  - ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
    - ア) 株主総会議事録と関連資料
    - イ) 取締役会議事録と関連資料
    - ウ) 取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
    - エ) 内部者取引（インサイダー取引該当）に係る重要な文書
    - オ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
    - カ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
  - ② 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしてまいります。

- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてコンプライアンス委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理委員会を機動的に開催して、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制の構築に注力いたします。
  - ② リスク管理委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別のリスクマネジメントに取り組んでまいります。なお、環境リスクについては、ISO 14001取得時に創設した環境管理委員会にて横断的・継続的に評価・管理してまいります。
  - ③ 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。また係るリスクの高い地区及び業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会を原則月1回以上開催し、経営上の重要事項につき協議します。また年に1回以上工場取締役会を開催し交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めてまいります。
  - ② 当社グループの事業部門は、需要家向け製品の産業用製品事業と消費者向け製品の生活用品事業、その他事業の3部門に分かれています。各部門の互換性が薄いため、部門毎に長期販売計画、年度単位の部門方針を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門の業績を報告しあい、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。
  - ③ 代表取締役と役付取締役で構成する常務会を定例以外にも機動的に開催し、各部門の業績・状況を監視するとともに、当社事業の対処方針を効率よく決定できる体制を構築いたします。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制
  - ① 経営管理室を中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
  - ② 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査等委員及び会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。
- 6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社は、子会社の自主性を尊重しますが、当社取締役が子会社の取締役を兼務等することで、当社の方針を子会社の運営に直結させるとともに、子会社の経営上の重要事項については、当社との事前協議や当社への報告を行わせることとして、当社グループとしてリスクを一体的に把握し管理してまいります。
  - ② 当社グループの経営の基本方針及び経営目標を定めて、当社グループ全体として効率的な業績管理を行ってまいります。

- ③ 当社の取締役は、担当部門の子会社の状況を含めて取締役会において1ヶ月に1回業務の執行状況を報告します。
  - ④ 経営管理室は、当社グループ各社の内部統制の構築及び運用指導を行い、各子会社と連携して、当社グループ全体としての内部統制を進めてまいります。
  - ⑤ 当社グループとして内部通報制度（オカモト・ホットライン）を設けて、これを公益通報者保護法の定めに従って運用することにより、法令遵守体制の確保に努めてまいります。
- 7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとします。
  - ② 当該使用人は監査等委員の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
  - ③ 監査等委員の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査等委員への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況及び結果について、監査等委員に報告いたします。監査等委員は、取締役会・月曜会に出席するとともに、コンプライアンス委員会・小委員会にも出席して、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができるものとします。
  - ② 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査等委員への情報提供を強化してまいります。
  - ③ 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- 監査等委員は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払い及び償還を受けることができるものとします。
- 10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査等委員への情報提供を強化します。
  - ② 当社監査等委員の半数は独立社外取締役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
  - ③ 当社監査等委員は、当社グループの各社監査役及び当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していくほか、監査等委員会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合にはさらに追加して内部監査を行ってまいります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 業務執行の効率性向上に関する事項
  - ・取締役会を本社及び各工場において、計12回開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項について審議を行っています。
  - ・取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ・担当部門における経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っています。
- ② コンプライアンスに関する事項
  - ・情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っています。
  - ・「行動基準」を制定するとともに、全従業員及び子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しています。
  - ・「行動基準」は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しています。
  - ・当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然防止に努めています。
- ③ リスク管理に関する事項
  - ・経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理小委員会を定期的に開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っています。
  - ・リスク管理小委員会の活動内容については、都度、取締役会に報告を行っています。
- ④ グループ管理に関する事項
  - ・子会社代表取締役から定期的に子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社に関する重要事項（事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項）が、当社へ定期的に報告されています。
  - ・当社内部監査部門は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。
- ⑤ 監査等委員の監査に関する事項
  - ・当社の経営管理室長は、内部監査部門が行った監査結果、及び「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況について、当社監査等委員に報告を行っています。
  - ・監査等委員は、取締役会のほか、経営会議など社内での重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べています。
  - ・監査等委員は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めています。



### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値と株主共同の利益の向上に資する者が望ましいと考えます。

また、当社株式は証券取引所に上場しておりますので、当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。

従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

#### ② 不適切な支配の防止のための取り組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為がなされることがあります。

これらの大規模買付や買付提案のうち、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様がかかる大規模な買付に応じるべきか否かを判断したり、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

当社は、第111回定時株主総会（平成19年6月28日開催）の決議をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、第114回定時株主総会（平成22年6月29日開催）、第117回定時株主総会（平成25年6月27日開催）にて継続してまいりました（継続後のプランを以下「本プラン」といいます）。また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年5月9日開催の取締役会において、本プランに所要の変更を行ったうえで、平成28年6月29日開催の当社第120回定時株主総会において買収防衛策を継続することを決定いたしました。

本プランは、当社が発行する株券等について、(ア) 自己の保有割合が20%以上となる場合、もしくは(イ) 自己及びその特別関係者の所有割合の合計が20%以上となる場合のいずれかに該当する買付その他の取得（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に大規模買付行為の情報提供を要請するとともに、取締役会の恣意的な判断を防止し、適正に運用されるよう独立委員会の設置を義務づけています。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定められたルールを遵守しない場合、または大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し対抗措置の発動の是非について判断を行います。

③ 上記②の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権が20%以上となる大規模買付行為が、企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものであるか否かについて株主の皆様にご判断いただくための情報と時間を確保したうえで、取締役会として、大規模買付者等と協議・交渉し、意見や代替案等を提示するためのものです。

従って、これらの施策は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本プランは経済産業省及び法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会による平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえ、(ア)株主共同の利益の確保・向上を目的とし、株主意思を反映する手続を定めていること、(イ)社外者のみから構成される独立委員会の判断が最大限尊重されるとともに、外部の専門家の意見聴取ができることとされていること、(ウ)有効期間満了前でも株主総会によりいつでも廃止し得ること等の理由から、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

**(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は株主のみなさまへの利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業務連動を考慮した配当を実施することを基本方針としております。

---

(注) 事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>65,630</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,807</b>
現金及び預金	23,676	支払手形及び買掛金	20,310
受取手形及び売掛金	21,729	短期借入金	2,615
電子記録債権	5,946	未払法人税等	1,601
商品及び製品	7,601	賞与引当金	982
仕掛品	1,976	その他	6,298
原材料及び貯蔵品	2,405		
繰延税金資産	693	<b>固定負債</b>	<b>11,091</b>
その他	1,645	長期借入金	1,222
貸倒引当金	△45	繰延税金負債	2,415
		退職給付に係る負債	6,375
<b>固定資産</b>	<b>42,485</b>	その他	1,078
<b>有形固定資産</b>	<b>21,569</b>	<b>負債合計</b>	<b>42,899</b>
建物及び構築物	5,895	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	7,207	<b>株主資本</b>	<b>52,650</b>
土地	6,272	資本金	13,047
建設仮勘定	1,790	資本剰余金	511
その他	403	利益剰余金	42,781
<b>無形固定資産</b>	<b>224</b>	自己株式	△3,690
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,691</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,241</b>
投資有価証券	20,025	その他有価証券評価差額金	9,309
繰延税金資産	69	繰延ヘッジ損益	△7
その他	633	為替換算調整勘定	310
貸倒引当金	△37	退職給付に係る調整累計額	△370
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,323</b>
<b>資産合計</b>	<b>108,116</b>	<b>純資産合計</b>	<b>65,216</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>108,116</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成 29年 4月 1日～平成 30年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		90,089
売上原価		65,318
販売費及び一般管理費		24,770
営業利益		14,615
営業外収益		10,155
受取利息	16	
受取配当金	450	
不動産賃貸料	395	
持分法による投資利益	83	
その他	170	1,116
営業外費用		
支払利息	20	
不動産賃貸費用	94	
為替差損	134	
その他	95	345
経常利益		10,926
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	136	
のれん発生益	2,131	2,268
特別損失		
固定資産除却損	79	
減損	1,795	
段階取得に係る差損	1,526	
その他	41	3,443
税金等調整前当期純利益		9,751
法人税、住民税及び事業税	2,912	
過年度法人税等	135	
法人税等調整額	△132	2,915
当期純利益		6,836
非支配株主に帰属する当期純利益		15
親会社株主に帰属する当期純利益		6,820

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	13,047	359	37,521	△1,340	49,588
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,671		△1,671
親会社株主に帰属する当期純利益			6,820		6,820
自己株式の取得				△2,088	△2,088
自己株式の処分		0		0	0
持分法適用範囲の変動		152		59	211
連結範囲の変動			111	△321	△210
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	152	5,259	△2,349	3,062
平成30年3月31日残高	13,047	511	42,781	△3,690	52,650

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日残高	7,646	24	221	△464	7,427	-	57,016
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,671
親会社株主に帰属する当期純利益							6,820
自己株式の取得							△2,088
自己株式の処分							0
持分法適用範囲の変動							211
連結範囲の変動							△210
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,662	△31	89	93	1,813	3,323	5,137
連結会計年度中の変動額合計	1,662	△31	89	93	1,813	3,323	8,200
平成30年3月31日残高	9,309	△7	310	△370	9,241	3,323	65,216

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

オカモト株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカモト株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>52,030</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,583</b>
現金及び預金	16,071	支払手形	5,315
受取手形	4,771	買掛金	13,000
電子記録債権	5,412	短期借入金	2,000
売掛金	17,049	未払金	972
商品及び製品	4,620	未払法人税等	1,410
仕掛品	1,118	未払費用	1,679
材料及び貯蔵品	1,611	賞与引当金	855
繰延税金資産	438	その他の	2,350
その他の	937	<b>固定負債</b>	<b>10,596</b>
貸倒引当金	△0	長期借入金	1,100
		繰延税金負債	3,237
<b>固定資産</b>	<b>41,178</b>	退職給付引当金	5,491
<b>有形固定資産</b>	<b>17,420</b>	その他の	767
建物及び構築物	3,499	<b>負債合計</b>	<b>38,180</b>
機械装置及び運搬具	4,340	(純資産の部)	
土地	7,692	<b>株主資本</b>	<b>45,896</b>
建設仮勘定	1,665	資本金	13,047
その他の	222	資本剰余金	448
		資本準備金	448
<b>無形固定資産</b>	<b>52</b>	その他資本剰余金	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,705</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>35,855</b>
投資有価証券	17,267	利益準備金	2,864
関係会社株式	5,817	その他利益剰余金	32,991
関係会社長期貸付金	134	固定資産圧縮積立金	242
その他の	486	特別償却準備金	373
		別途積立金	17,285
		繰越利益剰余金	15,089
		<b>自己株式</b>	<b>△3,455</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>9,132</b>
		その他有価証券評価差額金	9,140
		繰延ヘッジ損益	△7
		<b>純資産合計</b>	<b>55,029</b>
<b>資産合計</b>	<b>93,209</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>93,209</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成 29年 4月 1日～平成 30年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上		70,657
売 上 原 価		54,236
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,420
営 業 外 利 益		9,049
営 業 外 収 益		7,371
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	820	
不 動 産 賃 貸 料	443	
そ の 他	94	1,363
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
不 動 産 賃 貸 費 用	127	
為 替 差 損	220	
そ の 他	62	430
経 常 利 益		8,304
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	121	121
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	25	
減 損 損 失	1,656	1,681
税 引 前 当 期 純 利 益		6,744
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,371	
過 年 度 法 人 税 等	135	
法 人 税 等 調 整 額	△426	2,080
当 期 純 利 益		4,663

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(平成 29年 4月 1日～平成 30年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金			繰越利益剰余金
平成 29年 4月 1日 残高	13,047	448	－	2,864	270	386	17,285	12,061	△1,180	45,183
当期変動額										
剰余金の配当								△1,675		△1,675
当期純利益								4,663		4,663
固定資産圧縮積立金の取崩					△27			27		－
特別償却準備金の取崩						△12		12		－
自己株式の取得									△2,275	△2,275
自己株式の処分			0						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										－
当期変動額合計	－	－	0	－	△27	△12	－	3,028	△2,275	712
平成 30年 3月 31日 残高	13,047	448	0	2,864	242	373	17,285	15,089	△3,455	45,896

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成 29年 4月 1日 残高	7,586	23	7,609	52,792
当期変動額				
剰余金の配当				△1,675
当期純利益				4,663
固定資産圧縮積立金の取崩				－
特別償却準備金の取崩				－
自己株式の取得				△2,275
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,554	△30	1,523	1,523
当期変動額合計	1,554	△30	1,523	2,236
平成 30年 3月 31日 残高	9,140	△7	9,132	55,029

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

オカモト株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカモト株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査を実施し、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

オカモト株式会社 監査等委員会  
監査等委員 有坂 衛 ㊞  
監査等委員 深澤 佳己 ㊞  
監査等委員 荒井 瑞夫 ㊞

監査等委員深澤佳己及び荒井瑞夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は株主のみなさまへの利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当金は前年より1円増配の1株当たり9円を予定しておりましたが、通期の業績が堅調に推移したことから配当性向等を総合的に勘案し、1株当たり10円とし、既に実施している中間配当金と合わせて年間配当金を19円とさせていただく予定です。

##### (1) 配当財産の種類 金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり10円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は965,389,720円となります。

なお、中間配当金として9円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり19円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

## 第2号議案 株式併合の件

### (1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成30年5月10日開催の当社取締役会決議をもって、本議案が承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、中長期的な株価を見据えて、単元株式数の変更後においても投資単位を適切な水準に維持することを目的として、株式の併合（5株を1株）を行うものであります。

### (2) 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (3) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

### (4) 効力発生日における発行可能株式総数

8千万株（80,000千株）

### 【ご参考】

本議案をご承認いただいた場合には、会社法第182条第2項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされることとなります。

また、会社法第195条第1項の定めに従い、平成30年5月10日開催の当社取締役会決議により、単元株式数に係る定款変更が行われることとなります。

なお、定款変更の効力発生日は平成30年10月1日であり、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 400,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 80,000,000株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

なお、「単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A」を、41ページから43ページに掲載しておりますのでご参照ください。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）14名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おかもと よしゆき 岡本 良幸 (昭和24年) (10月23日生)	昭和50年7月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役 平成元年6月 当社常務取締役 平成15年7月 当社専務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 資材部、茨城工場、静岡工場、福島工場管掌 平成19年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社取締役社長 現在に至る	1,125,000株
【取締役候補者とした理由】 代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を生かして重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。			
2	たむら としお 田村 俊夫 (昭和28年) (9月9日生)	昭和52年6月 当社入社 平成10年4月 当社海外部製品販売課長 平成14年6月 当社海外部 統括マネージャー 平成19年6月 当社取締役 海外部長 平成23年6月 当社常務取締役 海外部担当 平成24年6月 当社常務取締役 海外部、車輛資材部担当 平成27年6月 当社専務取締役 海外部、車輛資材部管掌 平成28年4月 当社専務取締役 海外部、車輛資材部、手袋・メディカル部管掌 現在に至る Okamoto North America, Inc. 取締役社長	28,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり、主に海外部門を牽引し、海外拠点の運営や新規販路開拓に尽力してまいりました。さらなるグローバルな展開を強化するため、重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	やぐち あきふみ 矢口 昭史 (昭和28年) (4月29日生)	昭和53年6月 当社入社 平成8年7月 当社産業製品部大阪産業製品課長 平成14年6月 当社プラスチック製品部プラスチック製 品課 マネージャー 平成19年7月 当社プラスチック製品部長 平成20年6月 当社取締役プラスチック製品部長 平成22年7月 オカモト化成(株)取締役社長 平成23年6月 当社取締役退任 オカモト化成(株)取締 役社長 平成25年6月 当社常務取締役 汎用プラスチック製品 部、機能プラスチック製品部、農業資材 部担当 平成28年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品 部、機能プラスチック製品部、農業資材 部、建装部管掌 平成29年6月 当社専務取締役 汎用プラスチック製品 部、機能プラスチック製品部、農業資材 部、建装部、食品衛生用品部管掌 現在に至る	16,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年にわたるプラスチック製品の営業部門における豊富な経験と実績に加え、グループ会 社の経営にも携わり、さらなる市場開拓に向けてこれらの知見を重要な意思決定に生かす適切な人材 として、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">いけだ けいじ 池田 佳司 (昭和31年 9月30日生)</p>	<p>昭和55年 6月 当社入社 平成 9年10月 当社茨城工場製造一部検査包装課長 平成14年 6月 当社茨城工場製造部医療品検包課 統括 マネージャー 平成19年 7月 当社茨城工場長兼製造部長 平成21年 6月 当社取締役 茨城工場長兼製造部長 平成27年 1月 当社取締役 医療生活用品部長、開発担 当 平成27年 6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、 医療生活用品マーケティング室、開発担 当 平成28年 6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、 医療生活用品マーケティング室、開発、 粘着製品部担当 平成28年11月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、 医療生活用品マーケティング室、開発、 粘着製品部、静岡工場担当 平成29年 6月 当社常務取締役 医療品部、生活用品部、 医療生活用品マーケティング室、開発関 係、粘着製品部、情報システム室、静岡 工場、茨城工場、福島工場担当 現在に至る</p>	13,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年にわたり、工場の生産技術や研究開発部門の経営に携わっており豊富なマネジメント経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	おかもと くにひこ 岡本 邦彦 (昭和54年 5月24日生)	平成14年4月 当社入社 平成19年8月 当社医療家庭用品部企画課 平成21年2月 当社海外部製品販売課長 平成23年7月 当社海外部長代理兼製品販売課長 平成25年10月 当社海外部長 平成27年3月 当社海外部長兼シューズ製品部長 平成27年6月 当社取締役 海外部長兼シューズ製品部長 平成29年6月 当社常務取締役 海外部、産業用品部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所担当 現在に至る 岡本貿易(深圳)有限公司取締役社長	853,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に海外営業部門における幅広い知識・経験・人脈を有しており、さらなる海外事業の強化に際し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といたしました。			
6	たかしま ひろし 高島 寛 (昭和32年 12月25日生)	昭和55年6月 当社入社 平成11年10月 当社経理部経理課長 平成14年6月 当社経理部 統括マネージャー 平成21年7月 当社経理部長 平成23年6月 当社取締役 経理部長 平成28年10月 当社取締役 経理部長兼関係会社管理室担当 平成29年6月 当社常務取締役 経理部、総務部担当 現在に至る	13,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり、経理・財務等の会計業務に携わっており、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者といたしました。			
7	おかもと まさる 岡本 優 (昭和52年 7月4日生)	平成16年10月 第二東京弁護士会登録 平成25年4月 当社入社 平成27年1月 当社経営管理室長 平成29年6月 当社取締役 食品衛生用品部長 現在に至る	362,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての経験・高い見識に基づきこれを当社の経営に反映させることにより、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	つちや よういち 土屋 洋一 (昭和35年) (4月3日生)	昭和58年6月 当社入社 平成9年7月 当社静岡工場製造一部農業ビニル課長代理 平成14年6月 当社静岡工場製造一部フィルム課マネージャー 平成16年10月 当社静岡工場製造一部統括マネージャー 平成20年11月 当社静岡工場長代理製造一部兼製造三部長 平成22年6月 Okamoto Sanduky Manufacturing,LLC 取締役社長 平成26年7月 当社静岡工場長 平成27年6月 当社取締役 静岡工場長 現在に至る	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、工場の生産技術や研究開発部門、また子会社の経営に携わっており、優れたコミュニケーション能力により、生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といいたしました。			
9	たなか けんじ 田中 健嗣 (昭和37年) (6月22日生)	昭和61年6月 当社入社 平成元年7月 当社茨城工場FA推進室 平成13年2月 当社総務部付業務改革担当 平成21年7月 当社茨城工場施設課長 平成23年7月 当社茨城工場製造部長代理 平成26年10月 当社茨城工場長代理兼家庭用品課長 平成27年7月 当社茨城工場長 平成28年6月 当社取締役 茨城工場長 現在に至る	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、工場の生産部門における幅広い知識と経験を有しており、優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の意思決定に重要な役割を果たす適切な人材として、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	かわむら さとし 河村 智 (昭和35年) (2月17日生)	昭和57年6月 当社入社 昭和57年7月 当社製品部スポーツ用品課 昭和63年2月 (株)リーボックジャパン アパレル事業部 平成19年7月 世界長(株)企画開発課長 平成23年7月 当社産業用品部長代理兼開発企画課長 平成25年7月 当社産業用品部長 平成28年4月 当社産業用品部長兼工業用品部長 平成29年6月 当社取締役 産業用品部長 現在に至る	6,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、シューズ関係の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、さらなる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。			
11	のであ てつお 野寺 哲生 (昭和37年) (2月6日生)	昭和59年6月 当社入社 昭和59年10月 当社化成品2部車輻資材課 平成7年7月 当社車輻資材部名古屋車輻資材課係長 平成21年4月 当社車輻資材部車輻資材課長 平成28年2月 当社車輻資材部長 平成29年6月 当社取締役 車輻資材部長 現在に至る	5,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、車輻内装材の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、さらなる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	たかはし けいた 高橋 慶太 (昭和37年) (8月11日生)	昭和60年6月 当社入社 昭和62年2月 当社化成事業部フィルム課 平成7年7月 当社フィルムシート製品部フィルム課係長 平成19年7月 当社プラスチック製品部プラスチック製品課長 平成28年7月 当社汎用プラスチック製品部長 平成29年6月 当社取締役 汎用プラスチック製品部長、機能プラスチック製品部長 現在に至る	2,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、プラスチック製品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、さらなる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者となりました。		
13	※ たなか ゆうじ 田中 祐司 (昭和39年) (12月29日生)	昭和62年4月 (株)富士銀行 (現株みずほ銀行) 入行 平成28年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ リサーチ&コンサルティング業務部長 平成29年6月 当社入社 平成29年7月 当社総務部長 現在に至る	0株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、金融機関での経験を通じて、幅広い知識・経験・人脈を有しており、営業及び管理部門において多面的な視点から発言・提案し活性化に貢献できる適切な人材として、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	※ ふくだ あきひこ 福田 昭彦  (昭和36年) (11月18日生)	昭和60年6月 当社入社 昭和60年7月 当社工業資材部包装資材課 平成7年7月 当社粘着テープ製品部大阪包装資材課係長 (福岡駐在) 平成19年7月 当社粘着製品部包装資材課長 平成28年2月 当社粘着製品部長 現在に至る	3,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、粘着製品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、さらなる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行がさらに強化できる適切な人材として、取締役候補者いたしました。			
15	あいざわ みつえ 相澤 光江  (昭和17年) (10月14日生)	昭和42年4月 建設省(現国土交通省)入省 昭和54年4月 東京弁護士会登録 昭和56年9月 三宅今井池田法律事務所勤務 昭和60年4月 新東京総合法律事務所開設 平成19年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法律事務 務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務 所(外国法共同事業) パートナー就任 平成27年4月 TMI総合法律事務所パートナー就任(現任) 平成27年6月 当社取締役 平成27年11月 株式会社コジマ 社外取締役(現任) 株式会社富士ロジテックホールディングス 社外監査役 平成28年6月 プルデンシャル・ホールディング・ジャパン株式会社 社外監査役(現任) 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識に基づきこれを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありませんが、当社は社外取締役候補者である相澤光江氏が、所属するTMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。  
3. 相澤光江氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。  
4. 相澤光江氏は、現在の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
5. 相澤光江氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項による責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	ありさか まもる 有坂 衛 (昭和32年 8月30日生)	昭和56年6月 当社入社 平成10年7月 当社経理部経理課長代理 平成14年6月 当社総務部総務課マネージャー 平成23年7月 当社総務部長 平成23年11月 当社総務部長兼人事部長 平成26年6月 当社取締役 総務部長 平成28年6月 当社取締役 総務部長兼人事部長兼大阪支店・名古屋営業所担当 平成29年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る	11,000株
<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、経理・総務・人事を始めとする幅広い業務に携わり、その知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	ふかざわ よしみ 深澤 佳己 (昭和42年) (11月7日生)	平成8年3月 司法修習修了 平成8年4月 東京弁護士会に弁護士登録 深澤法律事務所入所(現任) 平成16年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る	10,000株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律に関する専門的な知識・経験等を有しており、これを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			
3	あらい みつお 荒井 瑞夫 (昭和20年) (9月16日生)	昭和51年3月 公認会計士登録 昭和58年8月 荒井公認会計士事務所開設(現任) 平成2年4月 國學院大學経済学部非常勤講師 平成18年6月 東洋製罐グループホールディングス取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識・経験等を有し、また他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識に基づき、これを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 深澤佳己氏及び荒井瑞夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。  
3. 深澤佳己氏及び荒井瑞夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
4. 深澤佳己氏及び荒井瑞夫氏が選任された場合には、当社は両氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役2名全員の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとなりますので、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、谷口雄二氏は有坂衛氏の補欠として、四宮章夫氏は深澤佳己氏及び荒井瑞夫氏の補欠の候補者であります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	たにぐち ゆうじ 谷口 雄二 (昭和33年) (12月9日生)	昭和58年6月 スミクラ(株)入社 昭和60年1月 北海道オカモト(株) 平成10年1月 オカモトフットウェア(株) アシスタントマネージャー 平成18年7月 当社シューズ製品部業務企画課長 平成21年2月 当社海外部業務課長 平成22年3月 Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC 平成28年10月 当社関係会社管理室長 平成29年7月 当社経営管理室長 現在に至る	6,000株
【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの間接部門や海外勤務におけるその豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	しのみや あきお 四宮 章夫 (昭和23年) (11月21日生)	昭和48年4月 東京地方裁判所判事補 昭和56年5月 弁護士登録 平成14年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同業務執行社員 平成26年4月 コスモス法律事務所開設 合同製鐵株式会社取締役(現任) 現在に至る	0株
【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり弁護士業務に従事され、企業法務に精通しており、また他社における社外役員として豊富な経験を有することから、これを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能がさらに強化できる適切な人材として、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありませんが、四宮章夫氏が所属するコスモス法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 四宮章夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、四宮章夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定です。
3. 四宮章夫氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以上



## 【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたします。あわせて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4. 株式併合によって保有株式が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、併合後の株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

### Q 5. 受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 6. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切

り捨てます。) となります。

また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生日前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,033株	1個	206株	2個	0.6株
例③	109株	0個	21株	0個	0.8株
例④	2株	0個	0株	0個	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例2、例3、例4のような場合）は、すべて端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式相当分の処分代金）は、平成30年12月下旬にお送りすることを予定しております。

効力発生前のご所有株式が4株以下の場合（上記の例4の場合）は、この4株以下の株式については端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q7. 端数株式を生じさせないようにする方法はありますか。**

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られてない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機構（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

**Q8. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。**

A8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機構（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

**Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A9. 特に必要な手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

株式併合及び単元株式数変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

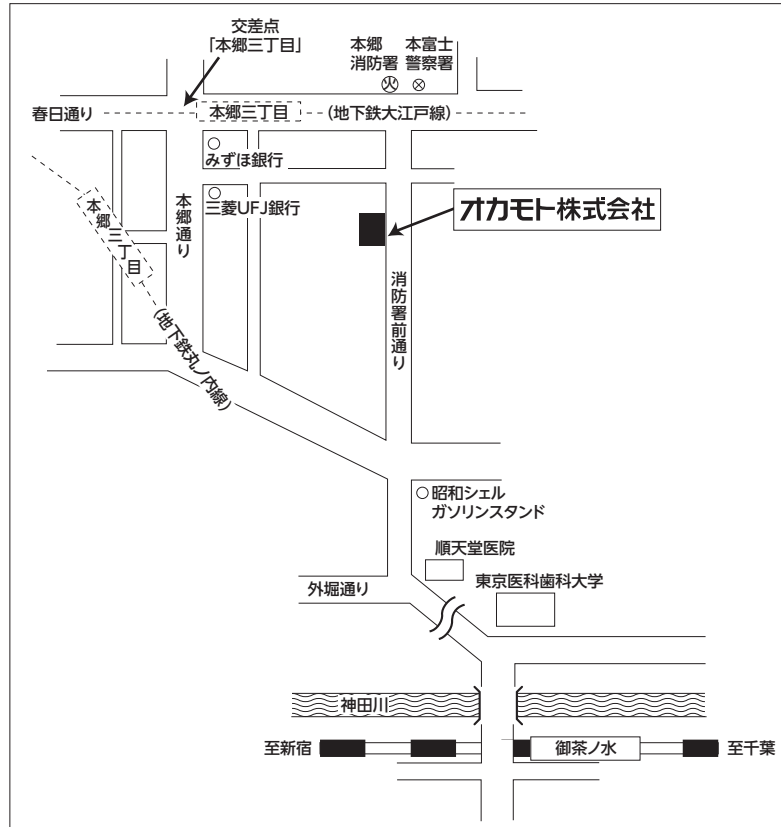
**【株主名簿管理人】**

〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上

# 株主総会会場ご案内図

[会場] 東京都文京区本郷3丁目27番12号  
当会社本社ビル1階



## (最寄駅)

- 地下鉄……丸ノ内線、大江戸線（5番出口）  
本郷三丁目駅下車徒歩約6分
- J R……御茶ノ水駅下車徒歩約15分